

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

警察庁丁教厚発第844号
令和4年9月1日
警察庁長官官房教養厚生課長

警察大学校副校長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局総務担当部長
各管区警察学校長
警視庁警務部長
警視庁警察学校長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
庁内各局部課長

学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組について（通達）

学校教養等における新型コロナウイルス感染症への感染防止に係る取組については、「学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組について（通達）」（令和3年11月30日付け警察庁丁教厚発第825号。以下「旧通達」という。）等に基づき推進してきたところであるが、引き続き学校教養等における業務の継続性を確保するため、警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校及び道府県警察学校（以下「警察学校」という。）等においては、地域の感染状況等を踏まえつつ、下記の内容に則した感染防止への取組を推進・徹底されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 学校教養実施上の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への感染を防止するため、基本的な感染対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手指消毒、換気等）、入校予定者及び入校生並びに警察学校職員の体調管理等を徹底させること。

また、警察学校内で感染が疑われる症状又は感染が認められたときや地域における感染が拡大している状況が生じたときには、取組の強化を図るほか、授業の中断、縮小その他必要な措置を迅速かつ的確に講じること。

2 入校前の防止対策

(1) 入校の審査

教養対象者の入校の審査に当たっては、警察学校長に対し、基礎疾患等があるため重症化するリスクが高い職員及び育児・介護等の事情を有する職員（以下「特別な事情を有する職員」という。）につき、本人の希望等を個別具体的に聴取した上で、選定し推薦すること。

なお、特別な事情を有する職員については、入校時期、入校する警察学校等につき、柔軟な措置を検討すること。

(2) 日常生活への指導等

入校予定者に対しては、各都道府県における知事部局の対応も踏まえつつ、基本的な感染対策、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動等、感染リスクを下げるための適切な対応を心掛けさせるとともに、適時検温を実施させるなど、自身の体調の変化を把握するよう努めさせること。

3 入校期間中の防止対策

(1) 生活指導等

新型コロナウイルス感染症の潜伏期間を考慮し、入校生に対しては、入校の直前・直後は、体調の変化に特に注意させるとともに、入校期間を通じて適時検温を実施させるなど、体調不良者の早期把握及びその適切な対応に努めること。

警察学校職員に対しても、入校生同様、適時の検温等を通じ、体調の変化の早期把握に努めさせること。

また、各都道府県における知事部局の対応も踏まえつつ、感染リスクを下げるための適切な対応を心掛けさせること。特に、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域における不要不急の外出・外泊及びこれらの区域への不要不急の外出・外泊は自粛させること。

(2) 授業における感染リスクの軽減

ア 諸行事

講堂等の屋内に不特定又は多数の者が集合する入校式等の諸行事については、地域の感染状況、要請されている行動制限の内容等、諸事情や必要性を十分に検討し、開催する場合には、式典を簡略化したり、可能な限り入校生の座席間の距離を取ったりするなど、感染防止対策を徹底すること。また、飛沫感染等を防ぐ観点から、国歌、校歌等の斉唱については、録音したものの放送など代替案も合わせて検討すること。

イ 講義

教場が換気の悪い密閉空間とならないように換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、定期的に外気を取り入れる換気（可能であれば、2方向の窓を同時に開けること。）を実施するほか、可能な限り座席間の距離を取ること。

また、教場への移動については、他の課程やクラスの入校生との接触を最小限に抑えるため、移動時間や動線の分離に努めること。複数の課程等が集合する合同授業等については、実施の必要性を十分に検討するとともに、入退場時間や動線の分離に努めること。

ウ 体育・術科

入校生相互の接触機会が多い体育・術科については、基本的な感染対策を徹底

した上で、原則として訓練中においてもマスクを着用するとともに、訓練時の発声が飛沫感染のリスクを高めるおそれがあることを念頭に置き、地域における感染状況や訓練環境等を踏まえて発声の可否を慎重に判断すること。

また、授業終了後は、共有物からの感染防止のため、訓練施設及び訓練用資機材に対して、所要の消毒措置を行うこと。

エ 研修

不特定多数の者と接触する可能性の高い校外研修については、その必要性を十分に検討した上で行うこと。

(3) 寮生活等における感染リスクの軽減

食堂や浴場については、課程等ごとに時間差を設けて使用させるなど、他の課程やクラスの入校生との接触を最小限に抑えるよう留意すること。また、食事の際は、座席間の距離を取ることを、感染症対策なしに向かい合わせにならないこと等を指導すること。食堂や浴場のほか、売店、談話室等の共用施設についても、消毒を適切に行うこと。

また、警察学校に出入りする事業者に対しても、感染防止対策に関する注意喚起や協力依頼を確実に行うこと。

4 感染した又はその疑いがある場合の対応

(1) 速やかな報告

入校生又は警察学校職員に体調不良が認められたときは、他の者との接触を避けた上で、速やかに警察学校に報告させること。

(2) 授業等の見合せ

入校生又は警察学校職員に感染が疑われる症状が認められたときは、感染の状況が判明するまでの間、原則として、授業の実施を見合わせ、寮室における自習を課すなどの代替案を検討すること。ただし、感染者との接触状況等を確認した結果、接触が濃厚でない課程、クラス等については、授業を継続することとしてよい。

また、感染拡大防止のため、やむを得ず課程を中断し、入校生を外泊させる場合は、帰宅時に公共交通機関を利用させないなど、市中への感染拡大防止に十分留意すること。この場合に、外泊させている期間も教養期間に含めることとする場合には、外泊中に課題を課すなど、教養効果を維持するための措置を講ずること。

(3) 感染が認められたときの対応

入校生又は警察学校職員に感染が認められたときは、当該入校生等が使用した施設（教場、寮室等）、物品等に対し、所要の消毒措置を行うこと。

なお、感染拡大防止のために見合わせた授業の再開等については、必要に応じて保健所等の意見を仰ぐこと。

5 警察庁への報告

旧通達において求めていた報告は今後は不要とするが、新型コロナウイルス感染症

の感染拡大等により、教養計画に変更が生じる場合は、当該課程の名称、変更内容を当課（学校教養係）に報告すること。

6 職場教養における取組

職場教養を実施する場合についても、上記に準じた感染対策を徹底すること。